

# 第18回 大分市社会人サッカーリーグ 大会実施要項

## 1. [ 目 的 ]

- 1) 市民スポーツとしてのサッカーの普及。
- 2) 社会人チームのルール&マナーの向上、及び参加チームの親睦を目的とする。

## 2. [ 名 称 ]

大分市社会人サッカーリーグ

## 3. [ 主 催 ]

(社)大分県サッカー協会 ・ 大分市サッカー協会社会人委員会 ・ 大分市社会人サッカーリーグ運営委員会

## 4. [ 後 援 ]

大分市サッカー協会 ・ 大分市役所スポーツ健康・教育課・文化財課 ・ スポーツキムラヤ

## 5. [ 日 程 ]

平成22年5月～12月

## 6. [ 会 場 ]

南大分スポーツパークグラウンド ・ 七瀬川公園グラウンド ・ 野津原グラウンド ・ 大友遺跡グラウンド  
西部スポーツ交流ひろばグラウンド（2面） ・ 日岡公園グラウンド 他

## 7. [参加資格]

- 1) 平成22年度に、日本サッカー協会及び大分市サッカー協会で第1種登録をしたチーム及びその支配下選手であること。
- 2) ルール&マナーを大切にするチームであること。
- 3) 県リーグとの重複参加、及び選手の重複も認めない。
- 4) 登録選手が15名以上いないチームは、参加を認めない。
- 5) 帯同審判員規定を下記のとおり段階的に変更する。規定に満たないチームは参加を認めない。

### ① 平成22年度

- ※ 帯同審判員5名以上いないチームは参加を認めない。
- ※ 1部（3級1名，4級4名），2部（4級5名），3部（4級5名）

### ② 平成24年度

- ※ 帯同審判員5名以上いないチームは参加を認めない。
- ※ 1部（3級2名，4級3名），2部（3級1名，4級4名），3部（4級5名）

### ③ 平成26年度

- ※ 帯同審判員5名以上いないチームは参加を認めない。
- ※ 1部（3級3名，4級2名），2部（3級2名，4級3名），3部（3級1名，4級4名）

### [確認事項]

- ※ 新規チームについては、1年間の猶予期間をあたえる。
- ※ 審判員資格を更新しておくこと。未更新のものは認めない。
- ※ 特殊な事情があろうと、審判員資格を更新していないものは認めない。
- ※ 各部の昇格についても、条件を満たさないチームは認めない。
- ※ 各部の審判員資格(級)の条件を満たさないチームは降格とする。

- 6) 正副2着のユニフォームを保有していること。正副必ず色違いで相対色にすること。

黒系の色は、審判と重なるため認められない。フィールドプレーヤーとゴールキーパーにおいても色が重ならないようにすること。ビブスはユニフォームとして認められない。

7) チーム登録者全員が、スポーツ傷害保険等に加入していること。

## 8. [参加費]

1チームにつき 15,000円

## 9. [構成]

- 1) 本リーグは3部構成とし上位リーグから1部・2部・3部とする。
- 2) 各パートは10チーム以内とし、本年度は1部2パート、2部3パート、3部4パートで行う。
- 3) リーグ戦終了後、1部のみ順位決定戦を行い総合順位を決定する。
- 4) 自動降格は、1部は各パート下位2チーム・2部は各パート下位1チームとする。
- 5) 自動昇格は、2部・3部ともに各パート1位とする。
- 6) 入替え戦は実施しない。
- 7) 棄権をしたチームについては、勝点を-6ポイントとする。再三にわたりメンバー不足(11人以下)で試合を行ったチーム等についても、棄権をしたチーム同様に処分を行う。

## 10. [表彰]

- 1) 1部の総合優勝、総合2位チーム、2部・3部のパート優勝チームを表彰する。
- 2) 個人賞として各部のパート得点王・MVP(パート1位チーム)・ベストフェリヤー賞を表彰する。
- 3) 表彰するにあたり、各チームは「チーム報告書」を記入し、必ず会場当番へ提出すること。

## 11. [運営]

- 1) 大学生で構成されたチームについて、その代表者は運営委員を義務とする。
- 2) パート運営については、幹事チームを定め、一切を統括する。
- 3) パート幹事チームは、※別紙「パート幹事の役割について」を参照のこと。
- 4) 会場運営については、会場担当(グラウンド当番)を定め、一切を統括する。
- 5) 会場担当は、※別紙「会場担当注意事項」を参照のこと。

## 12. [その他]

- 1) 参加のための経費は、各チームの負担とする。
- 2) 試合球は、5号検定球を各チーム持ち寄りとする。
- 3) グラウンド内での喫煙は禁止とする。
- 4) 不慮の事故等については、参加チームで責任を持つこと。(大会参加中に生じた不利益は協会では保障しない)
- 5) 延期は認めない。天災で試合を延期する場合は、運営委員会からパート幹事に連絡をし、チームへはパート幹事が連絡すること。
- 6) 試合会場においてマナーの悪いチームは、運営委員会より厳罰を与える。発生したトラブル処置も運営委員会の指示に従うこと。
- 7) 試合放棄は遅刻も含み、試合開始時間に5分以上遅れたら不戦敗とし、罰金徴収処分とする。
- 8) 選手証には、過去1年以内に撮影した本人の証明写真を貼付し、同封されたフィルムシールを貼ること。
- 9) 選手証に、本人の証明写真およびフィルムシールが貼っていない場合は、出場を認めない。
- 10) 選手証の偽造や登録していない選手の出場・不正行為等をしたチームや、リーグ運営委員会にて本リーグへの参加が好ましくないと判断されたチーム・選手には厳しく指導していき、改善されない場合は、未消化の試合および次年度以降の本リーグの参加を認めない等の処分を行う。
- 11) 試合開始5分前に整列し、選手それぞれに選手証を持たせること。
- 12) 選手の追加登録についてはリーグ最終節までとし、選手の移籍については9月末までとする。
- 13) 移籍および追加登録選手についても、選手証の確認ができない選手は出場を認めない。